

令和元年10月から

幼児教育・保育の利用料が**無償化**されます。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育に係る経済的な負担軽減を図る少子化対策の観点から、幼児教育・保育の無償化が開始されます。

対象者・保育料(利用料)**満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子どもの保育料が無償化されます。**

- 各施設が、質の向上のために設定している費用や、食材料費、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- 年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子(※)の子どもについては、副食費(おかず代・おやつ等)の費用が免除されます。

(※) 幼稚園・認定こども園(教育利用) : 小学校3年までの子どもから数えて第3子以降の子ども

認定こども園(保育利用) : 就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども

預かり保育を利用する場合**保育の必要性のある3歳児(3歳になった日から最初の4月1日以降)から5歳児(小学校就学前)までの子どもの利用料****月額11,300円(1日450円×利用日数)までを無償**

- 満3歳児については、保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもを対象に1日450円×利用日数(月額16,300円まで)を上限に無償化されます。

(算定イメージ)

利用料 (A)	利用日数 (B)	上限額 (C) = (B) × 450円	無償化対象額	実費負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円